

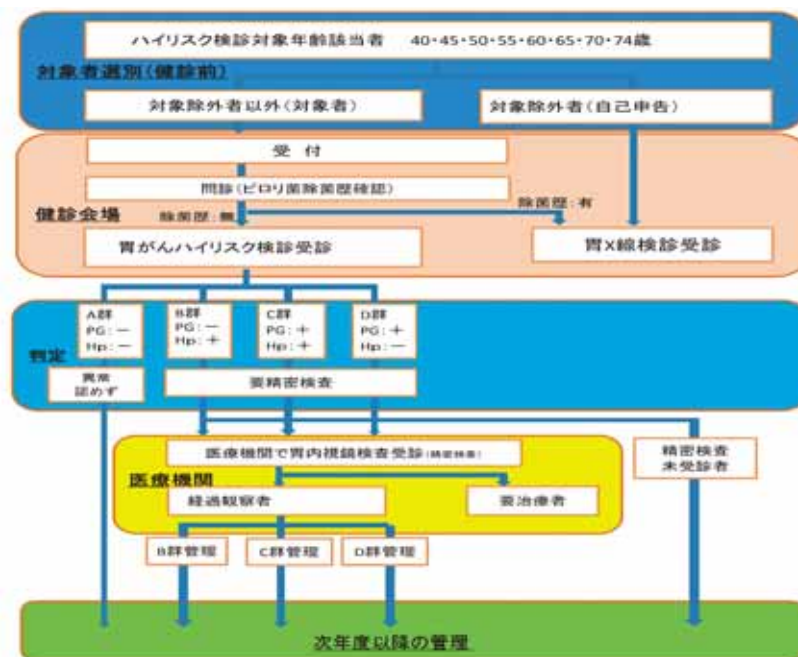
【集団健診】胃がんハイリスク検診（ABC検診）開始

平成23年4月より大田原市において、住民検診では初めて胃がんハイリスク検診を開始しました。この方法は、有効性を判断する証拠が不十分であるため国の指針では推奨されていませんが、胃がん早期発見率の更なる向上と、広く受診しやすい体制を構築し新規受診者数の増加等をめざしてスタートしました。

胃がんハイリスク検診は、従来のバリウムを飲むX線検査とは異なり、血液検査によって手軽に検査を受けることができるのが特徴です。検査内容は、胃粘膜萎縮のマーカーであるペプシノゲン検査（PG検査）と胃がんと関係が強いと言われているピロリ菌の有無を確認するヘリコバクター・ピロリ抗体検査（Hp検査）で、両者を組み合わせることで、胃がんへのリスクをA B C Dの4群に分類し、判定します。

	A 群	B 群	C 群	D 群
ペプシノゲン検査	－	－	＋	＋
ピロリ抗体検査	－	＋	＋	－

またこの検診は、集団検診における血液検査だけでなく、その後の内視鏡による精密検査の実施、次年度の受診管理も合わさって一つのシステムであることから、平成23年4月の検診スタートに向けて、平成22年10月より大田原市、市医師会、当事業団で打ち合わせを積み重ね、実施体制を構築しました。



今年度の胃検診受診者数は昨年度と比較し438名（5.6％）増加しました。理由は主に胃ハイリスク検診受診者の増加であり、特に女性の初回受診者（過去2年間1度も胃がん検診を受診していない方）の割合が多く、これは、血液検査ということでバリウムによる胃がん検診が苦手な方には受診しやすかったものと思われます。

胃がんハイリスク検診における血液検査は、胃がんそのものを見つけるわけではなく、胃がん罹患の可能性が高い者を抽出する検査であるため、陽性（要精検）となった方は医療機関での内視鏡検査の受診を徹底することが重要です。そのためには、精密検査医療機関の受け入れ体制を十分に確保するとともに、精検受診勧奨や次年度以降の受診管理を適切にし、効果的な検診システムの確立が不可欠です。今後も、市町村、医師会、健診機関の三者がともに課題を共有し、実施体制の検証と改善を継続することが重要であると思われます。

【集団健診】大腸がん無料クーポン検診開始

平成23年度から、厚生労働省による大腸がん無料クーポン検診がスタートしました。平成21年度から実施していた「女性特有のがん検診推進事業（子宮頸がん検診、乳がん検診無料クーポン検診）」に「大腸がん検診」が加わり、平成23年度から「がん検診推進事業」として実施されました。

対象者は、40歳から60歳までの5歳刻みの方で、市町が無料クーポン券・検診手帳を送付し、受診希望者に対し、検査キット・問診票等を送付する方法で実施しました。

当事業団においても、市町が実施する検診での受け入れをしたほか、市町が検診を実施していない時期（1月から3月）においても、市役所、保健センター等に定期的に検体を回収するようにし、受診率アップの向上に努めました。

平成23年度の当事業団の実施状況は、各がん検診が減少するなか、1,619件と平成22年度と比較して、2.7%増加しました。

大腸がんは年間の罹患数が10万人、死亡者数4万人と我が国に多いがんであり、特に働き盛りの40歳代後半から罹患者数、死亡者数ともに増加しています。また、治癒率は70%、早期であれば100%近く完治できるがんです。しかしながら、「面倒」、「時間がない」、「医療機関まで遠い」といった理由により受診されない状況が背景にあります。

無料クーポン検診を実施することで、大腸がん検診検査キット等を希望者に直接送付することにより、検診を受けに行く手間が省かれ、がん検診の受診率が向上し、早期発見・早期治療が図られ、働き盛りの方の大腸がんによる死亡リスクが軽減されることが期待されます。

▼無料クーポン券



【環境検査】食品の安全性向上対策の実施

平成23年4月に富山県、福井県、石川県、神奈川県で発生した食肉の生食を原因とする集団食中毒事件では、死亡者や多数の重症者が発生し、患者からは、腸管出血性大腸菌O111が確認されました。

これらを受け、厚生労働省は以下の対策を講じ、当事業団でも迅速に対応しました。

① 食肉からの腸管出血性大腸菌O111の検査を開始

O111は、O157やO26と同様にベロ毒素を産生する腸管出血性大腸菌に分類されます。この菌の感染では、血便を伴う激しい腹痛（出血性大腸炎）にはじまり、溶血性尿毒症症候群（HUS）や脳症を引き起こす場合があります。

食品中の腸管出血性大腸菌検査は、厚生労働省が定める「腸管出血性大腸菌O157及びO26の検査法」により行っていましたが、今回、新たに「食肉からの腸管出血性大腸菌O111検査法」が定

められ、当事業団においてもこの方法に基づいて検査を開始しました。

また、厚生労働省通知の「生食用食肉等の安全性確保について（平成10年9月11日衛乳第221号）」に基づく生食用食肉の細菌検査（糞便系大腸菌群、サルモネラ属菌）も行っています。これらの細菌検査は、結果が陰性であれば検査依頼日を含め概ね3日で結果の速報が可能です。

② 生食用食肉からの腸内細菌科菌群の検査を開始

平成23年10月1日には生食用食肉（牛肉）についての規格基準が施行され、当事業団では、施行と同時に腸内細菌科菌群の検査を開始しました。

生食用食肉（牛肉）の規格基準の対象は、生食用食肉として販売される牛の食肉（内臓を除く）であるため、これにはユッケ、タルタルステーキ、牛刺し、牛タタキが含まれます。内容は、以下のような成分規格、加工基準、保存基準、調理基準が規定されています。

1. 腸内細菌科菌群が陰性でなければならないこと
2. 加工及び調理は、専用の設備を備えた衛生的な場所で、専用の器具を用いて行わなければならないこと
3. 肉塊の表面から深さ1 cm以上の部分までを60℃で2分間以上加熱する方法又はこれと同等以上の効果を有する方法で加熱殺菌しなければならないこと
4. 加工及び調理は、生食用食肉（牛肉）の安全性確保に必要な知識を習得した者が行わなければならないこと
5. 検査の記録を1年間保存すること

【環境検査】放射能測定開始

福島第一原子力発電所における放射能汚染事故を受け、県民の健康と食の安全に対し積極的に貢献するために放射能測定を開始しました。

検査には、平成23年3月26日より開始した簡易検査と、平成24年6月に導入予定の精密検査の2種類があり、概要は以下の通りです。

① 簡易検査

- 1) 検査機器 …… NaI (T1) シンチレーション検出器
- 2) 検出核種 …… 放射性ヨウ素 (^{131}I)、放射性セシウム (^{134}Cs 、 ^{137}Cs)
- 3) 検出限界値 …… 25Bq/kg
- 4) 検体量 …… 1 kg (通常)

② 精密検査

- 1) 検査機器 …… ゲルマニウム半導体検出器
- 2) 検出核種 …… 放射性ヨウ素 (^{131}I)、放射性セシウム (^{134}Cs 、 ^{137}Cs)
- 3) 検出限界値 …… 1 Bq/kg
- 4) 検体量 …… 2 kg (飲料水の場合は、2 Lペットボトル)

この2つの検査は検出限界値が異なるため、どのレベルの精度を要求しているかで検査方法を選択します。飲料水以外は簡易検査でも可能ですが、0Bq/kgを要求する場合は、精密検査を実施することになります。

そして、平成24年4月から一般食品においても食品中の放射性セシウムに対して食品衛生法に基づく規格基準が適用され、その新基準値は、一般食品100Bq/kg、飲料水10 Bq/kg、牛乳50Bq/kg、乳児用食品50 Bq/kgとなっています。

検査は、一般食品（農産物・加工食品）、飲料水、プール水、環境試料等であり、対象は、企業・

個人・団体を問わずどなたでも申し込みができます。

▼NaI (TI) シンチレーション検出器
(平成23年3月26日開始)



▼ゲルマニウム半導体検出器
(平成24年6月導入予定)



【震災対策】避難所避難者に対する健康診断の実施

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により栃木県の避難所に避難されている方を対象とした健康診査（問診、血圧、血液検査）を栃木県が計画し、当事業団や独協医科大学等により実施しました。

当事業団では大田原市、那須町の避難所（ホテル等の施設）にて避難されている方を対象に6月22日～30日までの5日間、計81名を実施しました。

健診中、受診者から、「あまりよく眠れていない」「震災前は定期的に治療していたが避難したため治療していない」「今後のことを考えると不安である」、那須町に避難されている方からは、「7月中旬から観光シーズンになるため、次の避難場所を考えなければならない」等の話があり、震災や長期にわたる避難生活の苦勞が感じられ、今回の健康支援サポートがより一層重要であると感じました。

また、避難所に避難された方以外の親類や借家に避難されている在宅避難者については、避難先でも特定健診、後期高齢者健診が受けられるように配慮がされた他、がん検診等についても市町の協力により実現しました。

当事業団としては、今後も、県内に避難されている方が一人でも多く受診できるよう、市町と一体となって健康支援のサポートができるよう努めてまいりたいと考えます。

▼那須町健診風景



▼大田原市健診風景



【震災対応】福島県民健康管理調査における甲状腺検査の協力

当事業団では、福島県で実施している「県民健康管理調査」の甲状腺超音波検査の実施に協力しました。

平成23年9月2日に開催された、日本乳腺甲状腺超音波診断会議の理事会で、福島県立医大鈴木教授より、学会の役員である当事業団の森久保医療局長へ甲状腺検査の支援依頼がありました。その依頼は学会参加者個人に対するものでしたが、当事業団としては今後の放射線被害の実態把握にも関わるものであり、組織的対応が必要であることから、理事長あての依頼文作成を要請しました。その間も協力を前提に甲状腺検査会場の視察等準備を進め、12月21日に甲状腺検査の協力依頼があり、正式に職員派遣を行うこととしました。

甲状腺検査は、子どもたちの健康を長期的に見守ることを目的として平成23年3月11日時点で18歳以下の県民を対象に超音波検査が行われます。実施計画では現状確認のための先行検査・全県先行検査、その後継続的に行う本格検査があり、当事業団は全県先行検査の一部を担当しました。

実施期間は平成24年1月23日から3月23日のうちの9日間で、医師又は臨床検査技師（日本超音波医学会認定超音波検査士（体表領域））1名と看護師1名の2名体制で、看護師が受診者の誘導など介助をし、医師又は臨床検査技師が超音波検査を行いました。超音波検査の実施中には、放射線被曝による不安を訴える方や今後の甲状腺検査受診について質問する方が多く、関心の高さが窺えました。甲状腺検査は長期に渡り高い精度で実施していかなければならないこともあり、県民健康管理調査の趣旨等を十分理解した上で、可能な限り平成24年度以降も本事業に協力していきたいと考えています。

県民健康管理調査は、東日本大震災やその後の東京電力福島第一原子力発電所事故により多くの県民が健康に不安を抱えている状況を踏まえ、長期にわたる県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなぐことを目的としています。内容は、問診票で被曝線量を把握する「基本調査」と健康状態を把握する「詳細調査」の二項目があり、「詳細調査」は甲状腺検査、健康診査、心の健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査の4項目となっています。

これらの調査は、福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターが中心となって、県内、県外の医療・保健・福祉関係者の協力を得て実施しています。

【精度管理】プライバシーマーク 4回目の審査を受け更新

平成23年度にプライバシーマーク認定更新となる4回目の審査があり、医療保健分野のプライバシーマーク審査機関である一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）の審査を受け、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より認定・マークの付与を受けました。

当事業団は、機微な個人情報を扱う機関であり、安心して健診等を委託できる事業者として、個人情報を適切に取り扱っていることを第三者に証明してもらうことを目的に、平成17年7月に医療機関では県内初となるプライバシーマーク認定事業者となりました。それ以来、JIS要求規格に適応した個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善を進めてまいりました。

プライバシーマーク制度は、日本工業規格「JISQ15001個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度であり、個人情報保護マネジメントシステムが継続して運用されているかが、重要な審査ポイントとなります。また事業者は、個人情報保護法はもちろん、各省庁の個人情報保護に関するガイドライン、地方自治体による個人情報保護関連

の条例なども個人情報保護マネジメントシステムに取り込むことも求められます。

個人情報保護マネジメントシステムの継続運用は、事業者の管理能力を高めていくことにつながり、さらにこの仕組みにより、事業者は個人情報保護レベルの維持向上が図られることとなります。

私たちは、個人情報を取り扱う事業者として、お客様からお預かりした大切な個人情報を安全に確実に活用してまいります。



平成15年5月30日に民間の事業者を対象とする「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）が制定・公布され、平成17年4月1日から全面的に施行されました。個人情報を取り扱う事業者は、この法律に適合することが求められています。

【精度管理】マンモグラフィ機器更新

平成23年度はマンモグラフィ検診車「ほほえみ1号」と、人間ドック施設のマンモグラフィ装置を更新しました。

ほほえみ1号は、平成11年度に整備したアナログマンモグラフィ検診車であり、今回日立メディコ社製「LORAD M-IV（ローラッド・エム・フォー）」を搭載した、デジタルマンモグラフィ検診車として更新されました。これにより、マンモグラフィ検診車5輛のうち、デジタルマンモグラフィ検診車は4輛であり、デジタル撮影装置は7台のうち5台となりました。



また、人間ドック施設のマンモグラフィ撮影装置は、平成12年度より使用してきましたが、今回、富士フィルム社製「AMULET（アミュレット）」を導入しました。導入した「AMULET」は、デジタルマンモグラフィ装置では世界最小の50 μ m（0.05mm）サイズの画像の描出が可能で、石灰化の描出に特に優れています。当事業団の人間ドックでは、オプション検査としてマンモグラフィ検査を行っております。



マンモグラフィ検査の精度管理については、老朽化した機器の更新ばかりでなく、装置の日々のメンテナンスを確実に行うことが重要です。また、撮影技術や読影能力の向上など、これからも検診の精度向上に努めていきたいと思えます。

【広報】『乳がん月間』における広報活動

乳がんは現在日本人女性の16人に1人が罹ると言われていますが、早期発見・早期治療により治る確率の高いがんでもあり、乳がん検診の受診率の向上が重要です。そこで、乳がんへの関心を高めることや乳がん検診の受診勧奨のために、10月の『乳がん月間』に合わせた普及啓発活動を次のとおり実施しました。

① レディオベリースタジオディスプレイ

宇都宮市内の人通りの多い場所に位置するエフエム栃木の収録スタジオを、ピンクを基調にディスプレイしました。これを見ることで、普段あまり乳がんについて考える機会のない方にも、乳がんのこと、自分や家族、友人の体のことを考えるきっかけになればという願いを込めてディスプレイしました。



② 「健康の森」における広報活動

当事業団が入居している「健康の森」での活動として、来所者向けに、乳がん月間の看板と、正しい知識の普及啓発用のパンフレットやリーフレットを正面入り口に設置、配布しました。

